

第5 面接

1 実施校

実技検査を実施しない学科・コース等において実施することができる。

2 実施日

- (1) 令和4年2月25日（金）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。
なお、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を実施する場合で、他の志願者に面接を実施しない学科・コース等においては、令和4年2月24日（木）に実施することができる。
- (2) 帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集においては、令和4年2月24日（木）又は2月25日（金）に実施する。
- (3) 定時制の課程における特別募集及び秋季募集については、別に定める。
- (4) 追検査での面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和4年3月7日（月）に実施する。

3 方法

個人面接、集団面接又は両者の併用とする。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、個人面接とする。

4 内容

高等学校長は、学科・コース等の特色等を踏まえ、質問の内容を定める。

5 その他

- (1) 詳細は当該高等学校の募集要項に定める。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する面接の扱いは、第3の17（7ページ）に準ずる。